

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2022年10月5日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

**【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券に係るファン
ドの名称】** D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド

**【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券の金額】** 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年8月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還（信託終了）に伴う所要の変更等を行うため、また、関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：2022年8月10日から2023年2月8日まで^{（注）}

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2022年10月5日までとなります。繰上償還（信託終了）については（12）その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：2022年8月10日から2022年10月5日まで

ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

（12）【その他】

<訂正前>

（略）

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2007年5月23日に設定し、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の債券、株式、不動産投資信託証券への分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドが投資する一部のマザーファンドにおいて、運用残高の減少により、当該マザーファンドの信託約款上の運用の基本方針に定める運用の継続が困難となる可能性が高まっており、今後も残高の増加が見込みにくい状況となっております。

このような状況に鑑み、当ファンドにおいても信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になる可能性が見込まれることから、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還（信託終了）することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還（信託終了）までの主な日程

異議申立期間	2022年8月12日から2022年9月20日まで
繰上償還（信託終了）予定日	2023年2月8日

3. 異議申立について

・公告日（2022年8月12日）現在の当ファンドの受益者（2022年8月9日までに取得のお申込みをなされた方）で、繰上償還（信託終了）にご異議のある受益者の方は、異議申立期間

中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることが
できます。

(注) 2022年8月10日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該繰上償還
(信託終了)に関する異議を申し立てる権利はございません。

- ・当ファンドの繰上償還(信託終了)に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権
口数が、2022年8月12日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場
合は、2023年2月8日をもって繰上償還を行います。なお、当該受益権口数が受益権総口数
の2分の1を超えた場合には、繰上償還を行いません。

繰上償還(信託終了)にかかる異議申立ての結果は、2022年9月21日以降、委託会社の
ホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社
へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>

(略)

<繰上償還(信託終了)について>

当ファンドにつきましては、2022年8月12日付公告(電子公告)および同日付の書面にて受益者の
皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2022年9月20日まで受益者の皆さまから異議申立を受
け付けました。

この結果、異議申立期間中に異議申立のあった受益者の皆さまの受益権口数の合計が、基準日であ
る2022年8月12日時点での受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、2023年2月8日に繰上償
還(信託終了)を実施させていただきます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は2007年5月23日から無期限です。(注)

下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は2023年2月8日までとなります。

<訂正後>

信託期間は2007年5月23日から2023年2月8日までです。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

5【その他】

<訂正前>

(1)定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(略)

<訂正後>

(1)定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、アストマックス株式会社からPayPayアセットマネジメント株式会社(以下「PPAM」といいます。)の発行済株式の49.9%を2022年8月1日付で譲り受けており、同日付でPPAMは委託会社の関連会社となりました。

(略)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2021年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
Pay Pay 銀行株式会社	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北陸銀行	140,409	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	(1) 7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMB C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2021年3月末日現在

(1) 2020年12月31日現在

(略)

<訂正後>

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2022年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
Pay Pay 銀行株式会社	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北陸銀行	140,409	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	(1) 17,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
------------------	--------	----------------------------------

(注) 資本金の額は2022年3月末日現在

(1) 2021年12月31日現在

(略)